

プラスチック	単一もしくは複数のポリマーと、特性付与のために配合された添加剤、充填材からなる材料。
ポリマー	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。
リサイクル	マテリアルリサイクルをいう。エネルギー回収(サーマルリサイクル)は含まない。

4. 認定の基準と証明方法

4-1. 環境に関する基準と証明方法

- (1) ビニル系床材は、再生プラスチック材料の合計質量が、製品質量の15%以上であること。ゴム床タイルは、再生ゴム材料の合計質量が、製品質量の50%以上であること。

【証明方法】

申込者は製品に配合している再生材料の配合率に関する証明書を提出すること。また、原料供給者発行の原料供給証明書を提出すること。

- (2) 製品は、重金属など有害物質の溶出量について、土壤汚染対策法施行規則（平成14年、環境省令第29号）別表第四に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレンに関する溶出量基準に適合すること。

ただし、紙、繊維については、本項目を適用しない。

【証明方法】

製品からの当該物質の溶出について、第三者試験機関または自社などによる試験結果を提出すること。材料毎に試験を行う場合は、当該物質を含有しないことが明らかな材料については、材料事業者または申込者による当該物質を含有しないことの証明でも可とする。ただし、再生材料については試験を省略できない。

- (3) 接着剤を使用した製品は、製品出荷時にトルエン、キシレン、エチルベンゼンおよびスチレンの放散について、「建材からのVOC放散速度基準（建材から放散するVOCの自主表示に関する検討会）」を満たすこと（表1）。

表1 VOC放散速度基準値

対象VOC	放散速度基準値($\mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$)
トルエン	38
キシレン	29
エチルベンゼン	550
スチレン	32

【証明方法】

トルエン、キシレン、エチルベンゼンおよびスチレンの放散について、第三者機関または自社などによるJISA 1901「建築材料の揮発性有機化合物（VOC）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法—小型チャンバー法」に従う試験結果、

または日本接着剤工業会（JAIA）の4VOC基準適合商品登録証明書あるいはMSDS等のJAIA登録番号が確認できる内容を提出すること。なお、対象VOCを処方構成成分として添加していない製品は、当該物質の添加のないことを示す製造事業者発行の証明書を提出することにより試験を免除することを可とする。

- (4) 接着剤を使用した製品は、ホルムアルデヒドの放散について、当該製品または使用されている接着剤がJIS規格、JAS規格によるF☆☆☆☆等級または、国土交通大臣認定による規制対象外に相当であること。つまり、以下のaあるいはbの数値基準を満たしていること。

a. JIS A 1460「建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法—デシケータ法」により測定したホルムアルデヒド放散量が平均値：0.3mg/l 以下、最大値：0.4mg/l 以下であること。

b. JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物（VOC）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法—小型チャンバー法」により測定したホルムアルデヒド放散速度が $5\mu\text{g}/(\text{m}^2\cdot\text{h})$ 以下であること。

ただし、以下の通り、c も認めることとする。

c. 接着剤で JIS 規格あるいは JAS 規格に定められる材料にあつては、該当する個別の規格に定められるガラスデシケータ法による測定結果を所定の計算式により換算したホルムアルデヒド放散速度が $5\mu\text{g}/(\text{m}^2\cdot\text{h})$ 以下であることを数値基準として用いてもよい。

【証明方法】

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、試験結果を提出すること。建築基準法に定めるホルムアルデヒド発散建築材料を使用せず、ホルムアルデヒドに関する規制に該当しない製品は、付属証明書へ当該材料を使用せず、当該規制に該当しないことを記入すること。

建築基準法に定めるホルムアルデヒド発散建築材料を使用した製品は、JIS規格に基づく試験結果、F☆☆☆☆等級であることの証明書または国土交通大臣認定による規制対象外であることの説明資料を提出すること。

- (5) 発泡樹脂は、別表1に掲げる特定フロン（CFC5種）、その他のCFC、四塩化炭素、トリクロロエタン、代替フロン（HCFC, HFC）を使用しないこと。

【証明方法】

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入すること。

- (6) ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックを使用している製品に該当する場合は、使用済み製品のプラスチック部分の70%以上が回収されること。さらに、回収されたプラスチック部分の70%以上が、マテリアルリサイクルされること。なお、ハロゲンを含むプラスチックを使用した製品であっても、使用期間が平均して20年以上の製品

については、本項目の適用を除外する。

【証明方法】

申し込み商品が本基準項目に該当するかどうかを付属証明書に記載し、該当する場合は、廃棄時に回収とリサイクルまたは 20 年以上の継続使用が確実に行われることを証明した文書を提出すること。なお、使用契約締結後、事務局より申込者に回収率の報告を求める（または監査を行う）ことがあり、申込者はそれに協力しなければならない。

- (7) 製品は、施工、使用、維持・管理、解体、廃棄、リサイクルに関するマニュアルを有し、施工者および建築物の所有者が閲覧できること。

【証明方法】

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、施工、使用、維持・管理、解体、廃棄、リサイクルに関するマニュアルの見本を提出すること。施工からリサイクルまでのライフステージのうち、マニュアルへの記載をすることができない箇所については、理由を説明すること。

- (8) 製品に難燃剤を使用する場合には、PBB（ポリ臭化ビフェニール）、PBDE（ポリ臭化ジフェニルエーテル）および短鎖塩素化パラフィン（鎖状 C 数が 10～13、含有塩素濃度が 50%以上）を処方構成成分として添加しないこと。

抗菌剤については可能な限り使用のないこと。使用する場合には、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会の抗菌性能基準使用登録制度等の認証を受けていること。

【証明方法】

申込者は、付属証明書へ本項目への適合状況を記入すること。難燃剤を使用している場合には化学物質名を付属証明書に記載すること。抗菌剤を使用している場合には、認証書の写しを提出すること。

- (9) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。
また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。
なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去5年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)~5)の資料(記録文書の写し等)
 - 1)工場が立地している地域に係る環境法規等の一覧
 - 2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
 - 3)記録文書の保管について定めたもの
 - 4)再発防止策(今後の予防策)
 - 5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

4-2. 品質に関する基準と証明方法

- (10) ビニル系床材の品質は、JIS A 5705に適合していること。ゴム床タイルは、JIS等に準じた自社規格に適合し、その品質規格を公開していること。

【証明方法】

申込者は、JIS A 5705 に適合していることを示す試験結果などの証明書を提出すること。申込製品または申込製品製造工場が、JIS の認定を受けている場合は、JIS の認定の写しを提出することで基準への適合の証明に代えることができるものとする。

ゴム床タイルは自社規格に適合していることの証明書、およびパンフレット等の情報公開部分を提出すること。

5. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分(申込単位)は、適用範囲に示す種類毎かつブランド名毎とする。色、寸法などの大小による区分は行わない。
- (2) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

- * ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- * 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、次に示すような「エコマーク (英語表記も可)」を含む表現を使用してもよい。
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- * 環境省「環境表示ガイドライン」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)
- * その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

2007年5月5日	制定(Version2.0)
2008年2月25日	改定(分類 C-6 の追加 Version2.4)
2008年8月21日	改定(4-1.(8)version2.5)
2010年3月15日	有効期限延長
2011年3月1日	改定(5.(2)version2.9)
2012年4月1日	改定(4-1.(3)、(5)別表 version2.10)
2012年6月15日	改定(5.(3)削除、4-1.(8)追加 version2.12)
2016年3月15日	有効期限延長
2019年4月1日	改定(5.(2)マーク表示)
2021年3月1日	改定(JIS 名称変更：C-4 断熱材 Version2.16)、有効期限延長
2023年2月1日	改定(プラスチック添加物、ハロゲン、抗菌剤に関する変更 Version2.17)
2023年9月1日	改定(VOC 放散速度基準値(キシレン)変更、JIS 名称変更：C-2 畳 Version2.18)
2027年12月31日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表1 発泡樹脂の製造時に禁止するフロン類

特定フロン (CFC5種)	トリクロロフルオロメタン	代替フロン (HCFC)	クロロフルオロエタン	
	ジクロロジフルオロメタン		ヘキサクロロフルオロプロパン	
	トリクロロトリフルオロエタン		ペンタクロロジフルオロプロパン	
	ジクロロテトラフルオロエタン		テトラクロロトリフルオロプロパン	
	クロロペンタフルオロエタン		トリクロロテトラフルオロプロパン	
その他の CFC	クロロトリフルオロメタン		ジクロロペンタフルオロプロパン	
	ペンタクロロフルオロエタン		クロロヘキサフルオロプロパン	
	テトラクロロジフルオロエタン		ペンタクロロフルオロプロパン	
	ヘプタクロロフルオロプロパン		テトラクロロジフルオロプロパン	
	ヘキサクロロジフルオロプロパン		トリクロロトリフルオロプロパン	
	ペンタクロロトリフルオロプロパン		ジクロロテトラフルオロプロパン	
	テトラクロロテトラフルオロプロパン		クロロペンタフルオロプロパン	
	トリクロロペンタフルオロプロパン		テトラクロロフルオロプロパン	
	ジクロロヘキサフルオロプロパン		ジクロロフルオロプロパン	
	クロロヘプタフルオロプロパン		クロロジフルオロプロパン	
	四塩化炭素		クロロフルオロプロパン	
代替フロン (HCFC)	1,1,1-トリクロロエタン		代替フロン (HFC)	トリフルオロメタン
	ジクロロフルオロメタン			ジフルオロメタン
	クロロジフルオロメタン			フルオロメタン
	クロロフルオロメタン	1,1,1,2,2-ペンタフルオロエタン		
	テトラクロロフルオロエタン	1,1,2,2-テトラフルオロエタン		
	トリクロロジフルオロエタン	1,1,1,2-テトラフルオロエタン		
	ジクロロトリフルオロエタン	1,1,2-トリフルオロエタン		
	クロロテトラフルオロエタン	1,1,1-トリフルオロエタン		
	トリクロロフルオロエタン	1,1-ジフルオロエタン		
	ジクロロジフルオロエタン	1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン		
	クロロトリフルオロエタン	1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン		
	ジクロロフルオロエタン	1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン		
	クロロジフルオロエタン	1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン		

以上